

第14号様式 (第8条関係)  
(その1)

※収支報告書は提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。



# 収 支 報 告 書

**県団体用**

1 令和 3 年分

(ふりがな)

2 政治団体の名称

かわかみよしひろこうえんかい  
川上義博後援会

〒 683 - 0055

3 主たる事務所の所在地

鳥取県米子市富士見町2丁目111  
富士見町ビル2F

4 代表者の氏名

川上 義博

5 会計責任者の氏名

安藤 一嘉

事務担当者の氏名

西川 輝子

(電話)

0859-39-1112

(FAX)

0859-39-1113

(メール)

受付	審査	入力
5/24	(2) (5)	(17)

政治団体の区分 ※必ずどれか該当する区分に☑すること。

- |                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 政 党    | <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 |
| <input type="checkbox"/> 政治資金団体 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体        |
| <input type="checkbox"/> 政党の支部  | <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部                |

活動区域の区分

鳥取県内

資金管理団体の指定の有無  
※必ずどちらか該当する方に☑すること。

有  無

以下、「有」の場合に記載すること。

公職の種類 \_\_\_\_\_

資金管理団体の届出をした者の氏名 \_\_\_\_\_

国会議員関係政治団体の区分  
※国会議員関係政治団体に該当する場合のみ☑すること。

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 川上義博

公職の種類 参議院議員(候)

資金管理団体の指定の期間  
※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

年 月 日から  
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間  
※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当又は非該当になった場合のみ記入。

年 月 日から  
年 月 日まで

※この頁は収支が0円であっても提出すること

(その2)

## 収 支 の 状 況

項 目	金 額	項 目	金 額
A 収入総額 (1)~(2)の計	3,191,533	B 支出総額 1~2の計	2,759,239
(1) 前年からの繰越額	432,890	1 経常経費の合計 (1)~(4)の計	2,759,239
(2) 本年の収入額 1~6の計	2,758,643	(1) 人件費	2,075,085
1 個人の負担する党費又は会費		(2) 光熱水費	64,581
(党費又は会費を納入した人の数) 人		(3) 備品・消耗品費	71,117
2 寄附 (1)~(2)の計	2,758,643	(4) 事務所費	548,456
(1) 寄附の区分 ア~ウの計	2,758,643	2 政治活動費の合計 (1)~(6)の計	0
ア 個人からの寄附	0	(1) 組織活動費	0
(うち特定寄附)	0	(2) 選挙関係費	0
イ 法人その他の団体からの寄附	0	(3) 機関紙誌の発行その他の	0
ウ 政治団体からの寄附	2,758,643	事業費 ア~エの計	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	ア 機関紙誌の発行事業費	0
(2) 政党匿名寄附	0	イ 宣伝事業費	0
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	0	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0
(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入)	0	エ その他の事業費	0
(1000万円以上の政治資金パーティー)	0	(4) 調査研究費	0
(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入)	0	(5) 寄附・交付金	0
(1パーティーで1人20万円超の支払)	0	(6) その他の経費	0
(3) ((2)のうち対価の支払いのあつせんによるもの)	0	備考	
4 借入金	0		
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	0		
6 その他の収入 (1)~(2)の計	0		
(1) 10万円未満のもの計	0		
(2) 10万円以上のもの計	0	C 翌年への繰越額 (A-B)	432,294

A収入総額、B支出総額、C翌年への繰越額のすべてが「0円」の場合は右に☑すること。(A~Cは記入不要)

(注) A収入総額、B支出総額、C翌年への繰越額のうち一つでも0円でない場合は、必ずA~Cについて記入すること。

※この頁は収支が0円であっても提出すること

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけること)



(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1.個人 2.法人・その他の団体 <input checked="" type="radio"/> 3.政治団体		
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
ビジョン21	205,991	3.1.25	鳥取県米子市富士見町2-111	川上義博		
〃	225,853	3.2.24	〃	〃		
〃	229,215	3.3.26	〃	〃		
〃	233,128	3.4.27	〃	〃		
〃	306,636	2.5.27	〃	〃		
〃	226,390	3.6.25	〃	〃		
〃	229,737	3.7.16	〃	〃		
〃	222,705	3.8.26	〃	〃		
〃	210,032	3.9.27	〃	〃		
〃	212,640	3.10.27	〃	〃		
〃	225,837	3.11.26	〃	〃		
〃	230,479	3.12.22	〃	〃		
この頁の小計	2,758,643					
その他の寄附	0					
合 計	2,758,643					

(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載すること。  
(注2) 同一本部・支部(選管へ届出たものに限る)からの寄附や交付金は、(その5)に記載すること。

(その14)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけること)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			
		① 光熱水費    2. 備品・消耗品費    3. 事務所費			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備 考
この頁の小計	0				
その他の支出	64,581				
合 計	64,581				

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。  
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。

(その14)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけること)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			
		1. 光熱水費    ②. 備品・消耗品費    3. 事務所費			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備 考
この頁の小計	0				
その他の支出	71,117				
合 計	71,117				

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。  
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。

(その14)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけること)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			
		1. 光熱水費		2. 備品・消耗品費	③ 事務所費
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備 考
家賃	30,000	3.1.26	河本弘文代理人 米子東町法律事務所 弁護士 安田寿朗	鳥取県米子市東町296	
”	30,000	3.2.26	”	”	
”	30,000	3.3.29	”	”	
”	30,000	3.4.28	”	”	
”	30,000	3.5.28	”	”	
”	30,000	3.6.28	”	”	
”	30,000	3.7.26	”	”	
”	30,000	3.8.30	”	”	
”	30,000	3.9.28	”	”	
”	30,000	3.10.28	”	”	
”	30,000	3.11.30	”	”	
”	30,000	3.12.28	”	”	
この頁の小計	360,000				
その他の支出	0				
合 計	360,000				

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。  
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。

(その14)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけること)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分				
		1. 光熱水費		2. 備品・消耗品費		③ 事務所費
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）		備 考
電話代	12,231	3.1.26	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-20-70		
”	10,238	3.2.25	”	”		
”	20,020	3.3.29	”	”		
”	11,247	3.4.30	”	”		
”	10,939	3.5.28	”	”		
”	10,626	3.6.28	”	”		
”	11,559	3.7.29	”	”		
”	11,172	3.8.30	”	”		
”	10,279	3.10.28	”	”		
”	11,466	3.11.30	”	”		
”	11,580	3.12.28	”	”		
複合機リース	13,332	3.8.4	リコーリース株式会社	東京都江東区東雲1-7-12		
”	18,744	3.9.6	”	”		
この頁の小計	163,433					
その他の支出	25,023					
合 計	188,456					

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

※ア～シのすべてが「無」の場合は右に☑すること。(下のア～シは空欄のままで差し支えない)



1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※この頁は収支が0円であっても提出すること



(その20)

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 5 月 23 日

政治団体の名称

川上義博後援会

会計責任者の氏名

安藤 一嘉



解散の場合には、下欄に代表者も記名押印又は署名し、政治団体解散届(第18号様式)を併せて提出すること。

代表者の氏名



（↑代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

（備考） 「会計責任者の氏名」欄及び「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人及び代表者本人が自署すること。


**※この頁は収支が0円であっても提出すること**

## 政治資金監査報告書

令和4年5月17日

川上義博後援会

代表 川上 義博 殿

登録政治資金監査人  金森  
登録番号 第5807号  
研修修了年月日 令和4年1月24日

### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、川上義博後援会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、川上義博後援会の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

### 3 業務制限

川上義博後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上